

伊丹市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前の申出により登録された者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止すること及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住民票の写し等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法に基づく住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写し及び住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍法に基づく戸籍の謄本及び抄本等並びに除かれた戸籍の謄本及び抄本等並びに戸籍記載事項証明書

2 この要綱において、第三者等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人。
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定によ

り住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住基法の規定により住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記録されている者
- (2) 戸籍の附票（除かれた戸籍の附票を含む。）に記録又は記載されている者
- (3) 戸籍法の規定により市が編成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記録又は記載されている者

2 前項の規定に関わらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の申出手続)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申出者」という。）又はその代理人は、あらかじめ「伊丹市本人通知制度事前登録申出書」（様式第1号。以下「申出書」という。）により、市長に本人通知制度事前登録者名簿への登録を申出し、「本人通知制度に関する承諾書」（様式第2号）により、制度内容について承諾するものとする。

2 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、前項の申出をすることができる。

- (1) 疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により前項の規定による申出をすることができない場合
- (2) 申出の日において、他の市区町村に居住している場合

(本人確認手続等)

第5条 申出者又はその代理人は、前条第1項の申出をするときは、本人による申出であることを証するため、住民基本台帳カード（顔写真が貼付されているものに限る）、旅券、運転免許

証、その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもののうち、いずれかの書類を提示し、又は提出するものとする。（ただし、有効期間が定められている場合は有効期間内のもの。）

2 申出者が前条第2項の各号の手続により申出する場合には、申出者は、前項の規定にかかわらず、同項に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを実施機関に提出すれば足りる。

3 第1項の規定にかかわらず、申出者がやむを得ない理由により同項に掲げるいずれの書類も提示し、又は提出することができない場合は、申出者が本人であることの説明を求めた上で、同項各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認めるものを提示し、又は提出することにより、本人であることの確認を行うことができるものとする。

4 申出者が前条第2項第1号に該当し、郵送により申出する場合は、第1項に規定する書類に加えて、申出者の来庁が困難であることを証明する診断書等（写し可）を提出するものとする。

5 申出者が前条第2項第2号に該当し、郵送により申出する場合は、第1項に規定する書類に加えて、申出者に係る住民票の写し（事前申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

を提出するものとする。

（代理人の確認方法）

第6条 事前登録の申出を代理人によりしようとするときは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市備付けの公簿等の記録又は記載により判明するときは、省略することができる。

(2) 任意代理人 委任状又はその代理権を明らかにする書類

（事前登録）

第 7 条 市長は、第 4 条の規定により申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは登録簿に登録するものとする。

2 市長は前項の申出が第 4 条第 2 項に定められた方法で行われた場合、事前登録後、「伊丹市住民票の写し等本人通知制度登録完了のお知らせ」（様式第 3 号）を申出者の住民登録地に送付する。

（事前登録事項の変更又は廃止の申出）

第 8 条 前項の規定により登録簿に登録された者（以下「事前登録者」という。）は、氏名、住所その他事前登録事項の内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、「伊丹市本人通知制度事前登録事項変更・廃止申出書」（様式第 4 号）により、市長に申し出るものとする。

2 第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条の規定は、前項に規定する申出について準用する。

（事前登録の抹消）

第 9 条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する廃止の申出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で住民票を消除したとき。
- (4) 事前登録してから、本人通知有効期間の 5 年を経過したとき。
- (5) その他市長が事前登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

（事前登録者への通知）

第 10 条 市長は、事前登録日の翌日以降に事前登録者に係る住

民票の写し等を第三者等に交付したときは、当該事前登録者に対し、「伊丹市住民票の写し等交付通知書」（様式第5号）（様式第6号）により通知するものとする。

- 2 通知先は住民基本台帳に記載された住民登録地に限る。ただし、除かれた戸籍謄本及び抄本等の事前登録者で現在戸籍附票が伊丹市にない者の場合、事前登録時にあらかじめ登録した送付地（その時点での住民登録地）に送付するものとする。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。